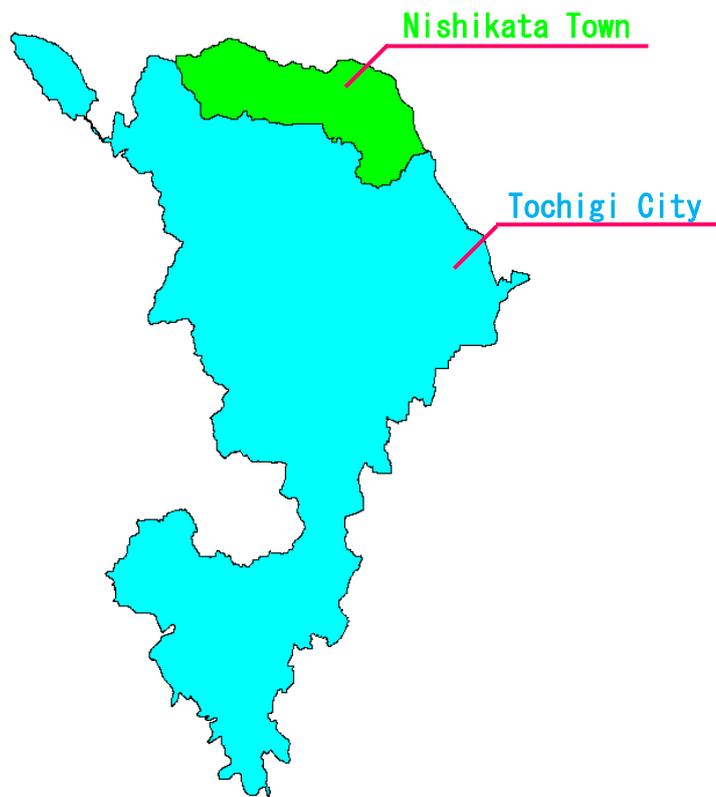


栃木市・西方町合併協議会

第5回 会議資料（別冊2）



日時：平成23年6月27日（月）午後2時

会場：栃木市栃木保健福祉センター 2階大会議室

合併協定項目以外の主な調整方針 (B・Cランク)

「栃木地区広域行政事務組合関係」

栃木市・西方町合併協議会

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Bランク）

総務専門部会 人事給与分科会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
1	<p>職員の採用に関すること</p> <p>3</p>	<p>基本的には、栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、消防職員の採用については、業務に専門性及び特殊性が高いため、別に定める。</p>	<p>【職員の採用】</p> <p>①採用の方法 競争試験又は選考の方法により、消防長が市長の承認を得て実施。 ※ 選考の方法は、特殊の技術又は相当の知識若しくは経験を必要とする職への採用についてのみ可能。</p> <p>②試験内容 一次 筆記試験 二次 口述試験・身体検査・体力測定</p> <p>③受験資格・選考基準 職務遂行上必要な経験、学歴、年齢、免許等とし、その都度定める。</p> <p>④試験官・面接官 ・試験官 消防本部職員 ・面接官 消防長、消防本部次長、消防本部総務課長、総務部職員課長</p> <p>⑤試験委員会 委員長 消防長、副委員長 消防本部次長、 委員 消防長が任命する消防吏員</p>

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
2	職員の昇任、降任、異動に関する事	<p>栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、消防職員については、別に定める。</p>	<p>【昇任】</p> <p>①消防吏員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇任の方法 在職年数を基準として、昇任試験又は選考の方法により、消防長が市長の承認を得て実施。 ・特別昇任 生命を賭して職務を行い、死亡又は重度心身障害となり退職したときは、1階級又は2階級昇任。 <p>②消防吏員以外 栃木市職員任用規程を準用し、消防長が市長の承認を得て実施。</p> <p>③昇任試験の内容 筆記試験、実務試験、口述試験</p> <p>④試験委員会 職員採用の際の試験委員会に同じ。</p> <p>【異動】</p> <p>①人事異動の方法 定期又は必要に応じて、消防長が市長の承認を得て実施。</p> <p>②定期異動 毎年4月1日付け人事異動を実施。</p> <p>③人事異動についての自己申告 消防長を除く職員について、異動希望の有無等について申告を受け付け、人事異動の際の参考とする。</p> <p>④異動基準 在籍年数、人材育成、職場の実情、本人の意向等も含めて総合的に判断して実施。</p> <p>⑤辞令交付 人事異動については、辞令書を交付。</p> <p>※ 昇任、降任、異動については、総務部長、総務部職員課長に事前協議。</p>
	6		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
3	勤務評定に関すること	平成24年9月を目途に再編する。 栃木市の人事評価制度検討委員会に西方町職員も出席し、制度構築に向けた検討を行う。	消防職員については、合併後に評価項目を検討し、栃木市の制度に合わせて実施する。
	19	ただし、消防本部については、合併後に評価項目を検討し、栃木市の制度に合わせて実施する。	

○その他の事務事業

次の事務事業については、栃木市と西方町との合併協議の調整内容及び調整結果と同様の取扱いとする。

事務事業番号	事務事業名
33	臨時職員の賃金に関すること
51	職員の福利厚生に関すること
58	特別職の旅費に関すること
18	職務に専念する義務の免除に関すること
37	職員の旅費に関すること

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Bランク）

総務専門部会 管財分科会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
1	<p>建設工事等請負者選考委員会 に関する事</p> <p>1</p>	<p>栃木市の例により合併時に統合する。 ただし、委員に消防長を加えるものとする。</p>	<p>【審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 1 千万円以上の建設工事等の契約方法 ・ 一般競争入札の入札参加資格要件等 ・ 予定価格 1 千万円以上の建設工事等の業者選考 ・ 総合評価落札方式に係る落札者の決定基準 <p>【組織】 組織は本庁に設置し 1 5 名で構成</p> <p>委員 長 副市長 副委員長 総務部長</p> <p>委員 総合政策部長、理財部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市建設部長、上下水道部長、各総合支所次長、教育次長、消防長、の計 1 3 名</p>

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果														
2	建設工事等請負業者の選定に関する事	平成22年度中に行う平成23、24年度の入札参加資格登録を同じ基準により行い、格付け等を統一して、合併時に統合する。 ただし、平成23、24年度の入札参加資格業者については、栃木市の登録業者として引き継ぐものとする。	<p>【選定区分】 予定価格3千万円以上の建設工事等（条件付き一般競争入札）→選考委員会で参加資格要件等を審議 予定価格1千万円以上3千万円未満の工事（条件付き一般競争入札）→選考委員会部会で参加資格要件等を審議 3千万円以上の業務委託及び建設用資材→入札参加者の選考を選考委員会で審議 3千万円未満の業務委託及び建設用資材→入札参加者の選考を選考委員会部会で審議 1千万円未満の建設工事等→本庁執行分は契約検査課で総合支所執行分は各総合支所地域まちづくり課で入札参加者を選考</p> <p>【発注の基準】 予定価格別の条件付き一般競争入札の入札参加可能業者数及び指名競争入札の指名業者数</p> <table border="1" data-bbox="1137 839 2004 1329"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 839 1668 959">予定価格</th> <th data-bbox="1668 839 2004 959">入札参加可能業者数 及び指名業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 959 1668 1018">500万円未満</td> <td data-bbox="1668 959 2004 1018">5社以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1018 1668 1077">500万円以上1,000万円未満</td> <td data-bbox="1668 1018 2004 1077">6社以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1077 1668 1136">1,000万円以上3,000万円未満</td> <td data-bbox="1668 1077 2004 1136">7社以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1136 1668 1195">3,000万円以上1億円未満</td> <td data-bbox="1668 1136 2004 1195">8社以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1195 1668 1254">1億円以上1億5,000万円未満</td> <td data-bbox="1668 1195 2004 1254">10社以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1254 1668 1329">1億5,000万円以上</td> <td data-bbox="1668 1254 2004 1329">12社以上</td> </tr> </tbody> </table>	予定価格	入札参加可能業者数 及び指名業者数	500万円未満	5社以上	500万円以上1,000万円未満	6社以上	1,000万円以上3,000万円未満	7社以上	3,000万円以上1億円未満	8社以上	1億円以上1億5,000万円未満	10社以上	1億5,000万円以上	12社以上
	予定価格	入札参加可能業者数 及び指名業者数															
500万円未満	5社以上																
500万円以上1,000万円未満	6社以上																
1,000万円以上3,000万円未満	7社以上																
3,000万円以上1億円未満	8社以上																
1億円以上1億5,000万円未満	10社以上																
1億5,000万円以上	12社以上																
2																	

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果		
2			工事種別の格付けによる発注の基準価格		
			工事種別	建設業者等の格付	基準金額（予定価格）
			土木一式工事	A級	2,000万円以上
				B級	500万円以上2,000万円未満
				C級	500万円未満
			建築一式工事	A級	3,000万円以上
				B級	500万円以上3,000万円未満
				C級	500万円未満
			舗装工事	A級	1,000万円以上
				B級	500万円以上1,000万円未満
				C級	500万円未満
			電気工事	A級	1,000万円以上
				B級	1,000万円未満
			管工事	A級	1,000万円以上
				B級	1,000万円未満
			水道工事	A級	1,000万円以上
				B級	1,000万円未満
			造園工事	A級	500万円以上
				B級	500万円未満
			その他の建設工事	等級区分なし	

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
3	物品購入等業者選考委員会に関すること	<p>栃木市の例により合併時に統合する。 ただし、委員に消防長を加えるものとする。</p>	<p>【審査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が1千万円以上の物品購入等に係る契約の方法及びその条件の決定 ・ 予定価格が1千万円以上の物品購入等に係る指名競争入札の参加者の決定 ・ 予定価格が1千万円以上の物品購入等に係る随意契約の理由の適否及び業者の決定 <p>【組織】 組織は本庁に設置し14名で構成</p> <p>委員長 総務部長</p> <p>副委員長 委員長が指名する。</p> <p>委員 総合政策部長、理財部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市建設部長、上下水道部長、教育次長、各総合支所次長、消防長、の計13名</p>
	18		

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Bランク）

住民専門部会 環境分科会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
1	し尿処理施設の維持管理運営 に関すること	合併時まで調整する。（栃木地区広域行政事務組合の共同処理事務でなくなるため、新市の施設になる。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木地区広域行政事務組合のし尿処理施設（衛生センター）の維持管理運営に関する事務は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 衛生センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 栃木市城内町二丁目 6 1 番 5 号 ・ 施設概要 処理能力 75k1／日（高負荷脱窒素処理方式） 処理能力 50k1／日（循環加圧曝気処理方式） ・ 利用時間 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで （土曜日は午後 0 時まで） ・ 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 3 日まで
	1 0 3		

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Cランク）

総務専門部会 総務分科会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
1	情報公開制度に関する事	栃木市の例により、合併時に統合する。 ただし、消防本部に係る規則については、別に定める。	栃木市情報公開条例中、実施機関に消防長を加える。 その他必要事項を、栃木市情報公開条例施行規則にならい、消防本部規則で定める。
	1		
2	公印の作成、登録、告示及び管理に関する事	栃木市の例により、合併時に統合する。 また、消防長印等については、別に定めるほか、消防本部が主管する事務のうち市長名で発する文書の公印については、栃木市の例により合併時に統合する。	消防機関に係る公印については、次のとおりとする。 【栃木市消防公印規程】 ・消防長及び消防署長の所管に係る公印を定める。 【栃木市公印規程】 ・消防本部が主管する事務のうち市長名で発する文書の公印を定める。
	9		
3	文書管理事務に関する事	文書の收受、発送方法等については栃木市の例により、合併時に統合する。 文書の保管場所については、合併後に再編する。 また、消防本部の文書の收受、発送方法等については、別に定めるほか、栃木市の例により、合併時に統合する。	消防本部の文書管理については、次のとおりとする。 【栃木市消防文書取扱規程】 ・文書の收受、発送方法等については栃木市の例により行う。 【栃木市文書取扱規程】 ・文書分類表の中に消防に関する事項を定める。
	10		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
4	個人情報保護制度に関するこ と	栃木市の例により、合併時に統合する。 ただし、消防本部に係る規則について は、別に定める。	栃木市個人情報保護条例中、実施機関に消防長を加える。 その他必要事項を、栃木市個人情報保護条例施行規則にならない、消防 本部規則で定める。
	17		
5	事務決裁(消防本部)に関する こと	市長権限に属するものの一部について は消防長に、消防長（署長）権限に属す るものの一部については課長等の専決事 項とする。また、上記以外については栃 木市事務決裁規程の例による。(市長の権 限に属する事務の受任はしない。)	【市長の権限に属する事項】 (1) 共通事項 (2) 消防業務関係 ア 予防課 消防法第3章 危険物事務の一部 液化石油ガス関係 イ 消防課 【消防長（署長）の権限に属する事項】 (1) 共通事項 (2) 消防業務関係 ア 予防課 消防法(第3章 危険物は除く。)の規定に基づく事務の一部 イ 総務課
	1008		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
2	消防手帳等（消防本部）に関する事 1003	現行のとおりとする。ただし、消防手帳と一体となっている身分証は、カード式の消防職員証に替えることで調整する。	【消防手帳等】 主に消防法第4条及び第16条の規程に基づく予防査察の際に提示する。 ①対象者 ・ 消防手帳及び消防職員証は、消防吏員及び消防長が特に必要と認められた消防吏員以外の消防職員に貸与及び交付する。 ②携帯 ・ 職務に服するときは、常時携帯する。 ③返納 ・ 身分を喪失したときとする。
3	被服等（消防本部）の貸与に関する事 1004	現行のとおりとする。	【被服等の貸与】 ①対象者 ・ 消防吏員 ②服制 ・ 消防吏員服制基準(昭和42年消防庁告示第1号) ③貸与する被服等の品名及び使用期間 ・ 定められた品名及び使用期間により貸与する。 ④貸与方法 ・ 選択制とする。 ⑤紛失又は使用に耐えない損傷 ・ 故意又は重大な過失がある場合は損害を賠償するものとする。 ⑥返納 ・ 身分を失ったときとする。

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
6	消防機関(消防本部)の設置等に関する事	消防本部及び消防署の設置等に関する事は消防組織法第10条の規定により、条例事項とされているため条例で定める。	<p>位置は、現在の消防本部（署）とし、名称は栃木市消防本部（署）とする。</p> <p>【消防本部の名称及び位置】 栃木市消防本部 栃木市平柳町1丁目34番5号</p> <p>【消防署の名称及び位置】 栃木市消防署 栃木市平柳町1丁目34番5号</p> <p>【管轄区域】 合併後の全市域とする。</p>
	1007		
7	警防施策（配置、出動基準及び出動計画）に関する事	現行のとおりとする。	<p>消防組織法、消防法に基づき制定 関連規程（警防規程、通信規程、救助規程、救急規程）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災、救急、救助事案に対して、車両等の資機材の配置 ・火災、救急、救助事案に対して、車両等の出動基準 ・火災、救急、救助事案に対して、車両等の出動計画 ・各種災害に対しての指揮体制 <p>※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。</p>
	1012		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
8	警防施策（警防に係る規定） に関する事	現行のとおりとする。	消防組織法、消防法に基づき制定 警防規程 ・警防活動対策、消防部隊の体制、警防活動体制、警防活動 ※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。
	1013		
9	救急施策（配置、出動基準及 び出動計画）に関する事	現行のとおりとする。	消防組織法、消防法に基づき制定 関連規程（警防規程、通信規程、救助規程、救急規程） ・救急活動対策、救急部隊の体制、救急活動体制、救急活動 ※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。
	1014		
10	救助施策（配置、出動基準及 び出動計画）に関する事	現行のとおりとする。	消防組織法、消防法に基づき制定 関連規程（警防規程、通信規程、救助規程、救急規程） ・救助隊の編成、任務、活動方針、救助活動の連携 ※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。
	1015		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
11	消防相互応援協定に関するこ と	合併後、新市において速やかに関係機 関等と協議のうえ締結する。	災害対策基本法、消防組織法に基づき締結 ・特殊災害消防相互応援協定 ・消防相互応援協定 ・東北自動車道消防相互応援協定 ・北関東自動車道消防相互応援 協定 ※合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ、栃木市長 名で再締結する。
	1016		
12	消防機械器具（消防本部）の 配置、整備計画及び点検に関 すること	現行のとおりとする。	関連規程（警防規程、消防機械器具等取扱管理規程） ・消防ポンプ自動車5台 ・水槽付消防ポンプ自動車4台 ・化学消防ポンプ自動車2台 ・はしご付消防自動車1台 ・救助工作車 1台 ・災害支援車 1台 ・高規格救急車 7台 ・その他の車両 13台 ・救助器具、救急器具等 上記の車両、消防機械器具を、栃木消防署、各分署（藤岡、大平、 都賀、西方）へ分散配置。 ※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。
	1017		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
13	消防水利の維持管理に関する こと	現行のとおりとする。	<p>日常の機能点検は消防本部で実施し、維持補修や修繕その他管理に関しては、消防本部及び消防防災課が連携して事務を担う。</p> <p>※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。</p>
	1018		
14	消防統計に関すること	現行のとおりとする。	<p>・火災、救急、救助統計</p> <p>※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。</p>
	1019		
15	消防関係法令に基づく警防に係る届出に関すること	現行のとおりとする。	<p>・道路工事届出</p> <p>・消防水利減断水届出</p> <p>※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。</p>
	1020		
16	消防、救急及び救助の演習等の計画、指導に関すること	現行のとおりとする。	<p>消防組織法、消防法に基づき制定 関連規程（警防規程、救助規程、救急規程、消防安全衛生管理規程）</p> <p>・大規模訓練</p> <p>・通常訓練</p> <p>・応急手当の普及啓発活動</p> <p>・患者等搬送事業に対する指導及び認定</p> <p>※管轄区域に変更を生じないため現行のとおり引き継ぐ。</p>
	1021		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
17	開発行為に伴う消防の指導に関すること（消防水利の事前協議） 1 0 2 2	現行のとおりとする。 ただし、開発業者からの、消防水利に関する意見書交付申請先については、調整する。	都市計画法第 32 条 ・開発行為に伴う消防の指導（消防水利の事前協議） ※開発業者からの、消防水利に関する意見書交付申請先については、栃木市長（所管課：消防防災課）から消防長（所管課：消防本部警防課）に変更する。
18	火災予防に関すること 1 0 2 3	現行のとおりとする。	消防法第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 4 及び第 22 条第 4 項の規定に基づく火災予防条例等については消防本部にて現行のとおり実施する。 ・火を使用する設備・器具等に対する規制及び届出に関すること。 ・住宅用防災機器の設置及び維持に関すること。 ・指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いの基準及び届出に関すること。 ・指定可燃物の貯蔵、取扱いの基準及び届出に関すること。
19	火災の原因及び損害の調査に関すること 1 0 2 4	現行のとおりとする。	消防法第 7 章の規定に基づく火災調査等については、消防本部にて現行のとおり実施する。 ・火災の原因調査に関すること。 ・火災の損害調査に関すること。 ・り災証明に関すること。

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
20	危険物の規制に関すること	現行のとおりとする。	<p>消防法第 3 章の規定に基づく危険物の規制に関する事務については、消防本部にて現行のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の貯蔵、取扱いの制限及び届出に関すること。 ・製造所等の設置変更等の許認可、検査及び届出に関すること。
	1025		
21	防火対象物、危険物等立入検査及び違反処理に関すること	現行のとおりとする。	<p>消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定に基づく予防査察及び違反処理事務については、消防本部にて現行のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物及び製造所等に対する立入検査及び指導に関すること。 ・消防用設備等に関する点検報告に関すること。 <p>（ただし、違反処理規程については、違反処理マニュアル【平成 14 年消防安第 39 号】危険物違反処理マニュアル【平成 14 年消防危第 503 号】に倣って作成する。）</p>
	1026		
22	液化石油ガスに関すること	現行のとおりとする。	<p>栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例</p> <p>液化石油ガス設置等に係る事務処理については、消防本部にて現行のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス設置工事届の受理 ・液化石油ガス施設への立入検査等
	1027		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
23	消防通信に関すること	現行のとおりとする。	災害現場への出動下命。 無線を使用してのサイレン吹鳴。
	1028		
24	消防団員の非常招集に関する こと	隣接災害出動区域態勢を調整する。	隣接災害現場出動区域を調整して、出動下命する。 幹部への電話連絡。 メールによる災害現場の配信。 災害現場の無線送信。 サイレンの吹鳴。
	1029		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
25	賞じゅつ金等に関すること	賞じゅつ金等に係る事務については、 合併時に栃木市の制度に統一する。 消防職員についても同様とする。	<p>消防職員及び消防団員に対する賞じゅつ金等の授与に係る審査については、栃木市賞じゅつ金等審査委員会が担うものとする。</p> <p>【栃木市賞じゅつ金等審査委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 9人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円 ・委員構成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 副市長 (2) 消防長 (3) 消防団長 (4) 市医 (5) 学識経験を有する者 (6) 消防団方面隊長。ただし、授与の対象となるものが、消防団員である場合における当該消防団方面隊長に限る。 <p>※ 現行の定員は8人以内であるが、西方町からの選出委員1名（消防団副団長）を追加し定数を9人以内とする。</p>
	1030		

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Cランク）

総務専門部会 人事給与分科会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
1	退職者の再任用に関する事	<p>制度の内容が同一であるため、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、消防職員については、特定警察職員等の取扱いを加える。</p>	<p>栃木市・西方町の調整内容と同様の取扱いとする。ただし、地方公務員法附則（平成11年7月22日法律第107号）第5条の規定に基づき、特定警察職員等（消防司令以下）について再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日を、職員が次の年齢に達する日以後における最初の3月31日以前とする。</p> <p>平成23年10月1日～平成25年3月31日 62年</p> <p>平成25年 4月1日～平成28年3月31日 63年</p> <p>平成28年 4月1日～平成31年3月31日 64年</p>
	5		
2	職員の服務に関する事	<p>栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、西方総合支所においては、タイムカードを使用する。</p> <p>また、消防職員については、別に定める。</p>	<p>消防職員の服務については、次のとおりとする。</p> <p>【勤務時間外における災害の対処】</p> <p>勤務時間外であっても災害のため出勤又は勤務を命ぜられた場合は、迅速に行動できるよう準備しておかなければならない。</p> <p>【私事旅行の届出】</p> <p>消防職員が、宿泊を伴う私事旅行をしようとするときは、あらかじめ所属長に届出を行う。</p> <p>【交替制勤務の申し送り】</p> <p>交替制勤務の職員が勤務を交替する場合には、次の勤務職員に必要な事項を申し送りする。</p> <p>【様式の準用】</p> <p>届出等に必要な様式は、栃木市職員服務規程の例による。</p>
	10		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
3	職員研修に関する事 25	<p>栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、消防職員の専門的な研修については、現行のとおりとする。</p>	<p>消防職員の専門的な研修については、現行のとおり消防本部で実施する。また、市単独研修等への消防職員の参加については個別に対応する。</p>
4	職員又は職員の家族の訃報に関する事 59	<p>栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、消防職員については、勤務体制が異なることから、既存の連絡網も利用し周知を図る。</p>	<p>消防職員関係の訃報については、勤務体制に差異があるため、該当職員の所属課において、庁内インフォメーションへ掲載するほか、既存の連絡網により周知する。</p> <p>週休日等においては、消防本部通信指令課から職員課人事研修チームリーダーに連絡するほか、消防職員には、連絡網により周知する。</p>
5	叙位・叙勲・褒章に関する事 67	<p>推薦基準が市になるため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、消防関係者の推薦事務については、推薦基準が異なるため、現行のとおりとする。</p>	<p>推薦対象者、推薦基準等が異なるため、消防関係の事務については、現行のとおり消防本部にて実施する。</p> <p>【叙位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防司令長以上の階級にあった者 ・消防司令の階級にあった者で、消防歴30年以上のもの <p>【叙勲】</p> <p>①春秋叙勲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上 ・消防正監以上 <p>②危険業務叙勲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上 ・消防監、消防司令長 消防歴15年以上 ・消防司令 消防歴30年以上

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
6	職員履歴カードに関する事	<p>栃木市の人事給与システムを利用することから、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、消防本部においても、現行のとおり職員の履歴を管理する。</p>	<p>職員の履歴については、栃木市の人事給与システムで管理するほか、消防本部において現行のとおり管理する。</p>
	7 6		
7	職員の衛生管理に関する事	<p>栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、消防職員については、業務に特殊性があるため、別に安全衛生管理を行う。</p>	<p>消防本部においては、次のとおり安全衛生管理を行う。</p> <p>【衛生管理】 基本的に一般職の職員と同じ。</p> <p>【安全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職の設置 安全管理者、安全管理担当者 ・訓練時の安全管理 消防における訓練時安全管理要綱による。 ・安全教育 一般教育、特別教育、監督者教育、作業前教育 ・安全点検 安全衛生管理責任者、安全管理者、安全管理担当者による点検。 消防資機材等の点検 ・安全基準 安全機能の保持、所定の作業服・保護具の着装、保護具の保全、危険個所の標示、公務災害の速やかな報告、公務災害の原因等調査 <p>【精神衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神衛生施策 職員の精神的健康を保持するための職場懇談会等を実施。
	4 4		

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果																				
8	職員の健康管理に関すること	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。	健康管理については、一般職の職員に同じ。ただし、消防職員で深夜業務に従事する職員には、6月ごとに定期健康診断を実施する。																				
	45	ただし、消防職員で深夜業務に従事する職員には、法令上必要な健康診断を実施する。																					
9	消防職員委員会に関すること	消防本部のみの制度であることから、現行のとおりとする。	<p>次のとおり、消防職員委員会を設置する。</p> <p>【審議事項】（消防組織法第17条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。 ・消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。 ・消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。 <p>【委員の定数】</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・委員</td> <td>消防本部</td> <td>2人</td> <td>栃木消防署</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤岡分署</td> <td>2人</td> <td>大平分署</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都賀分署</td> <td>2人</td> <td>西方分署</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>12人</td> </tr> </table> <p>※ 委員の半数は消防長指名、半数は職員推薦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長・・・消防本部次長又は消防本部総務課長 <p>【委員の任期】</p> <p>1年</p> <p>【会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催 毎年度前半に1回及び必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。 委員の3分の2以上の出席が必要。 ・議事 出席委員の過半数で決する。 可否同数のときは、委員長が決する。 	・委員	消防本部	2人	栃木消防署	2人		藤岡分署	2人	大平分署	2人		都賀分署	2人	西方分署	2人				計	12人
	・委員			消防本部	2人	栃木消防署	2人																
	藤岡分署	2人	大平分署	2人																			
	都賀分署	2人	西方分署	2人																			
			計	12人																			
82																							

○その他の事務事業

1 次の事務事業については、栃木市と西方町との合併協議の調整内容及び調整結果と同様の取扱いとする。

事務事業番号	事務事業名
4	身分証明書交付に関する事
13	休職処分者に関する事
17	職員の派遣に関する事
20	職員のセクシャル・ハラスメントに関する事
21	職員表彰に関する事
35	給与システムに関する事
40	時間外勤務に関する事
41	源泉所得税その他の徴収に関する事
42	給与控除事務に関する事
43	年末調整に関する事
52	地方公務員災害補償基金に関する事
60	インターンシップ及び実務実習の対応に関する事
61	職員の営利企業従事に関する事
62	人件費の予算編成に関する事
71	特定事業主行動計画に関する事
72	職員名簿に関する事
79	財形貯蓄に関する事
7	職員の退職に関する事
9	臨時職員の雇用及び勤務条件に関する事
11	職員の分限処分に関する事
12	職員の懲戒処分に関する事
22	職員分限懲戒等審査委員会に関する事
46	県市町村職員共済組合に関する事
49	生命保険等団体保険に関する事
50	嘱託職員及び臨時職員社会保険料に関する事
75	人材育成基本方針に関する事
77	公益通報処理に関する事
80	メンタルヘルス対策に関する事

2 次の事務事業については、消防本部は該当なし。

事務事業番号	事務事業名
2 6	栃木県市町村職員研修協議会に関する事
5 4	社会保険協会に関する事
6 4	退職年金に関する事
7 4	技能労務職員の任用替えに関する事

合併協定項目以外の事務事業の調整結果（Cランク）

総務専門部会 管財分科会

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
1	<p>建設工事及び建設工事関連業務の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿登録に関すること</p> <p>1 1</p>	<p>平成22年度中に行う平成23、24年度の入札参加資格登録を同じ基準により行い、格付け等を統一して、合併時に栃木市の例により統合する。</p> <p>ただし、平成23、24年度の入札参加資格業者については、栃木市の登録業者として引き継ぐものとする。</p>	<p>【入札参加資格申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則2年に1度（偶数年度）1～2月に実施（直近では、平成22年度中に、23・24年度の入札参加資格者申請の受付を実施済み） ・臨時として奇数年度の2月に追加受付を実施 <p>【資格審査・認定】建設工事資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。</p> <p>【格付け審査・認定】入札参加資格の審査に付したものの内、格付けを行う業種について、建設工事資格審査委員会の審査に付し、格付けの認定を行う。</p> <p>【申請者への通知】入札参加資格及び格付けの認定について、申請者へ通知</p> <p>【入札参加資格者名簿への登録】</p> <p>登録の方法 財務会計システムへの入力 名簿の管理 財務会計システムにより管理 有効期間 2年間（追加申請者は残りの期間）</p> <p>【登録業者数】</p> <p>栃木市</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・754 業務委託・・・435 <p>西方町</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・345 業務委託・・・206 <p>栃木地区広域行政事務組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・293 業務委託・・・137

No.	事務事業名 事務事業番号	調整内容（調整の方針）	具体的な調整結果
2	<p>物品購入等の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿登録に関すること</p> <p style="text-align: center;">20</p>	<p>合併時に栃木市の例により統合する。</p>	<p>【入札参加資格申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則2年に1度（偶数年度）12月に実施（直近では、平成22年度中に、23・24年度の入札参加資格者申請の受付を実施済み） ・ 臨時として奇数年度の12月に追加受付 <p>【資格審査・認定】 物品購入等入札参加者資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。</p> <p>【申請者への通知】 入札参加資格の認定について申請者へ通知</p> <p>【物品購入等入札参加者資格審査委員会】</p> <p>【入札参加資格者名簿への登録】</p> <p>認定された資格等を名簿に登録する。 有効期間 2年間（追加申請者は残りの期間）</p> <p>【登録業者数】</p> <p>栃木市・・・・・・・・・・1, 251 西方町・・・・・・・・・・324 栃木地区広域行政事務組合・・・・・・・・293</p>

施 設 名 称 一 覧

施設区分	現在の施設名称	合併後の施設名称
庁舎	西方町役場	栃木市役所 西方総合支所
出張所	西方町役場 真名子出張所	栃木市役所 真名子出張所
子育て支援	西方町地域子育て支援センター	栃木市地域子育て支援センター にしかた
こども園	認定西方なかよしこども園	栃木市認定西方なかよしこども園
保育園	西方町立西方保育園	栃木市西方保育園
幼稚園	西方町立西方幼稚園	栃木市立西方幼稚園
小学校	西方町立西方小学校	栃木市立西方小学校
	西方町立真名子小学校	栃木市立真名子小学校
中学校	西方町立西方中学校	栃木市立西方中学校
学校給食調理場	西方町立学校給食共同調理場	栃木市立西方小学校給食共同調理場
保健福祉センター	西方町保健センター	栃木市西方保健センター
地域包括支援センター	西方町地域包括支援センター	栃木市西方地域包括支援センター
高齢者福祉施設	西方町ふれあいプラザ	栃木市西方ふれあいプラザ
	さくらホーム	栃木市西方さくらホーム
農村・農業関係	真名子夢ホール	栃木市真名子夢ホール
	西方町農村婦人の家	栃木市西方農村婦人の家
	西方農産物加工所	栃木市西方農産物加工所
	真名子農産物加工所	栃木市真名子農産物加工所
道の駅	西方町道の駅にしかた	道の駅にしかた
都市公園（総合公園）	西方総合公園	西方総合公園
都市公園（特殊公園）	八百比丘尼公園	八百比丘尼公園
その他の公園	上組北第1公園	上組北第1公園
	上組北第2公園	上組北第2公園
	上組東公園	上組東公園
	金崎南公園	金崎南公園
	金井東公園	金井東公園
	原公園	原公園
	金井北公園	金井北公園
	居林第1公園	居林第1公園
	居林第2公園	居林第2公園
	向宿公園	向宿公園
	水木公園	水木公園
	小沼北公園	小沼北公園
	西方地区児童公園	西方地区児童公園

施 設 名 称 一 覧

施設区分	現在の施設名称	合併後の施設名称
公民館	西方町中央公民館	栃木市西方公民館
コミュニティ施設	西方町南部地区コミュニティセンター	栃木市西方南部地区コミュニティセンター
体育施設	西方町総合文化体育館	栃木市西方総合文化体育館
	西方町桜グラウンド	栃木市西方桜グラウンド
	西方町北グラウンド	栃木市西方北グラウンド
	西方町南グラウンド	栃木市西方南グラウンド
	西方町真名子地区運動広場	栃木市真名子運動広場
上水道施設	西方浄水場	栃木市西方第1浄水場
	真名子浄水場	栃木市西方第2浄水場
	真上浄水場	栃木市西方第3浄水場
	西方第1水源	栃木市西方第1水源
	西方第2水源	栃木市西方第2水源
	西方第3水源	栃木市西方第3水源
	西方第4水源	栃木市西方第4水源
	西方第5水源	栃木市西方第5水源
	西方第6水源	栃木市西方第6水源
	真名子第1水源	栃木市西方第7水源
	真名子第2水源	栃木市西方第8水源
	西方配水池	栃木市西方第1配水地
	真名子低区配水地	栃木市西方第2配水地
	真名子高区増圧場	栃木市西方第1増圧場
	真名子中区増圧場	栃木市西方第2増圧場
	西方西部地区農業集落排水処理施設	栃木市西方西部地区農業集落排水処理施設
本郷金井地区農業集落排水処理施設	栃木市西方本郷金井地区農業集落排水処理施設	
駐車場	町営金崎有料駐車場	栃木市営金崎有料駐車場
墓地	菅ノ沢墓地	栃木市西方菅ノ沢墓地
	東上林墓地	栃木市西方東上林墓地
消防	栃木地区広域行政事務組合消防本部	栃木市消防本部
	栃木消防署	栃木市消防署
	栃木消防署藤岡分署	栃木市消防署藤岡分署
	栃木消防署大平分署	栃木市消防署大平分署
	栃木消防署都賀分署	栃木市消防署都賀分署
	栃木消防署西方分署	栃木市消防署西方分署
衛生センター	栃木地区広域行政事務組合衛生センター	栃木市衛生センター